

スマート養殖漁業推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、県内の養殖漁業の振興を図るため、最新技術の導入により生産性の向上等に取り組む養殖事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 養殖 収穫の目的をもって、人工手段を加え水産動植物の発生又は生育を積極的に推進し、その個体の数又は量を増加させる行為をいう。なお、本要綱において養殖とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第4項に規定する区画漁業及び陸上養殖（公共水面以外で行われる養殖活動及び増養殖用の種苗生産等）を含むものとする。
- (2) スマート養殖 IoTをはじめとしたICT（情報通信技術）やロボット技術等を活用し、生産性の向上等に取り組む養殖をいう。

(補助事業者、補助事業及び補助対象経費等)

第3 この補助金の交付の対象者（以下「補助事業者」という）、補助の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率については、次の表のとおりとする。

区分	対象の要件
I 補助事業者	次の（1）から（4）までのいずれも満たすものであること。 （1）養殖事業者、養殖事業者等をもって組織する団体（法人でない団体にあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。）その他知事が認めるものであること。 （2）県内に事務所又は事業所を有するものであること。 （3）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、同条第5項に規定する小規模企業者その他これらと同等と認められる者（以下「中小企業等」という。）であり、次の（ア）から（ウ）までに規定する者（みなし大企業）に該当しないものであること。

	<p>ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業等以外の者であつて、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業等であるもの。</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等であるもの。</p> <p>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等であるもの。</p> <p>（4）和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有しないものであること。</p>
II 補助事業	<p>次の1及び2のいずれにも該当する事業であること。</p> <p>1 スマート養殖漁業を推進するために、補助事業者が別表に掲げる機器等を新たに導入する事業。</p> <p>2 次の（1）及び（2）に該当する事業であること。</p> <p>（1）補助対象経費の総額が15万円以上であること。</p> <p>（2）国の補助金及び県による他の補助金を充当しないものであること。</p>
III 補助対象経費	<p>補助事業の実施に必要な経費（ただし、当該補助事業により導入した機器等の稼働や維持管理に係る経費については、補助対象外とする。）</p>
IV 補助率	<p>3分の1以内（上限200万円）</p>

- 2 補助金の額の算定に当たっては、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる）と、200万円とを比較して少ないほうの額とする。
- 3 導入する機器等の取得価額については、適正な価格により算出するものとする。
- 4 補助事業者が自費又は他の助成により実施中の事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- 5 補助金の交付の申請は、原則として1補助事業者につき、1事業年度当たり1回に限るものとする。

（補助金の交付の申請）

第4 補助金の交付の申請をしようとする事業者は、別に知事が定める期日までに、規則第4条の規定により、スマート養殖漁業推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、以下の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 役員等名簿（法人の場合）
- (4) 団体規約、構成員名簿（養殖事業者等をもって組織する団体の場合）
- (5) 導入する機器等の概要が分かる資料（カタログ等の写し）
- (6) 見積書の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第5 規則第6条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更（補助対象経費の額の30%未満の増減を除く。）をする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

ア 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、アにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを

返還しなければならないこと。

- (4) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らねばならないこと。
- (5) 財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内（省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (6) この補助金の収支に関する帳簿を備え、預金通帳、領収書等の関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならないこと。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（変更の承認等）

第 6 第 5 の（1）アの規定により、補助事業の内容の変更について知事の承認を受けようとする場合には、スマート養殖漁業推進事業変更承認申請書（別記第 5 号様式）に変更後の事業計画書（別記第 2 号様式）及び収支予算書（別記第 3 号様式）を添付してあらかじめ知事に提出しなければならない。

ただし、第 7 の規定により、同時に補助金の変更交付を申請する場合は、この変更承認申請を省略することができる。

2 第 5 の（1）イの規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとする場合には、スマート養殖漁業推進事業中止（廃止）承認申請書（別記第 6 号様式）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請）

第 7 この補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、スマート養殖推進事業補助金変更交付申請書（別記第 7 号様式）に変更後の事業計画書（別記第 2 号様式）及び収支予算書（別記第 3 号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

（補助金交付決定前着手届）

第 8 事業の着手（機器等の発注を含む。）は、補助金の交付の決定に基づき行うものとする。

2 やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手しようとするときは、スマ

一ト養殖漁業推進事業補助金交付決定前着手届（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに規則第13条の規定により、スマート養殖漁業推進事業補助金実績報告書（別記第9号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1）収支精算書（別記第10号様式）
- （2）補助事業に係る支払いが確認できる書類（領収書等）の写し
- （3）導入した機器等の写真
- （4）その他知事が必要と認める書類

（事業実施状況の報告）

第10 補助事業者は、事業完了の翌年度から3年間、毎年度、事業実施状況報告書（別記第11号様式）を作成し、その結果を当該年度の4月末日までに、知事に報告しなければならない。

（書類の経由）

第11 規則又はこの要綱に基づく書類の提出は、事業実施地を管轄する振興局を経由して行わなければならない。

2 補助事業者が漁業協同組合に所属する場合は、前項の規定に基づく書類の提出について、当該漁業協同組合を経由して行わなければならない。

（その他）

第12 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

別表（第3関係）

補助対象となる機器等
<p data-bbox="268 414 1374 499">IoTをはじめとした ICT（情報通信技術）やロボット技術等を活用した以下の機器等</p> <ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="260 555 528 593">（1）給餌システム<li data-bbox="260 651 691 689">（2）魚体計測・計数システム<li data-bbox="260 748 659 786">（3）漁場環境測定システム<li data-bbox="260 844 595 882">（4）漁場監視システム<li data-bbox="260 940 754 978">（5）その他知事が特に認めるもの

スマート養殖漁業推進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称

年度において、スマート養殖漁業推進事業を実施したいので、補助金
円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添
えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金の交付の除外要件に該当す
ることが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17
条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申立
てを行いません。

また、他の補助金との重複支給を防止するため、国又は地方公共団体への本件申請に係
る情報提供及び国又は地方公共団体からの照会に対する情報提供に同意します。

添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 役員等名簿（法人の場合）
- (4) 団体規約、構成員名簿（養殖事業者等をもって組織する団体の場合）
- (5) 導入する機器等の概要が分かる資料（カタログ等の写し）
- (6) 見積書の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

別記第2号様式（第4、第6及び第7関係）

（変更）事業計画書

【申請者の概要】

氏名又は名称	所属漁業協同組合	主な養殖対象魚種
直近3年間の養殖生産量（kg）及び生産額（千円）		
年	年	年
kg	kg	kg
千円	千円	千円
事業を実施する 区画漁業権の免許番号 （陸上の場合は施設所在地）	左記区画漁業権の漁業権者名	左記区画漁業権で 申請者が営む養殖の規模 （陸上の場合は施設の規模）

【機器等の導入計画】

機器等の製品名（メーカー名）	種別（※1）	導入する 機器等の数
総事業費 （税込）	円	補助対象経費 積算内訳
補助対象経費 （税抜）	円	
補助金交付申請額 （※2）	円	備考

※1 種別の欄には、要綱第3（別表）に掲げる（1）～（5）を記載

※2 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする

導入スケジュール	
機器等の使用計画	
機器等の導入により 達成すべき目標・ 期待される効果等	

（注）変更前、変更後の内容が容易に比較できるように変更部分を二段書きにすることとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記第3号様式（第4、第6及び第7関係）

（変更）収支予算書

収 入

区 分	収入予定額（円）
和歌山県補助金	円
自己資金	円
その他の収入 ()	円
合 計	円

支 出

区 分	支出予定額（円）	内 訳
スマート養殖漁業推進 事業	円	
その他の支出 ()	円	
合 計	円	

（注）変更前、変更後の内容が容易に比較できるように変更部分を二段書きにすることとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

消費税等仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号により交付決定のあったスマート養殖漁業推進事業補助金について、スマート養殖漁業推進事業補助金交付要綱第5の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 和歌山県補助金等交付規則第14条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円
- 5 その他参考となる書類
(消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）等)

スマート養殖漁業推進事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったスマート養殖漁業推進事業について、下記のとおり変更したいので、スマート養殖漁業推進事業補助金交付要綱第6の規定により申請します。

記

1 事業内容を変更する理由

[]

2 変更する事業の内容の詳細

[]

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 変更承認申請の内容を確認できる書類

別記第6号様式（第6関係）

スマート養殖漁業推進事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があったスマート養殖漁業推進事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、スマート養殖漁業推進事業補助金交付要綱第6の規定により申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

[]

スマート養殖漁業推進事業補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で交付決定があったスマート養殖漁業推進事業補助金について、下記のとおり補助事業の内容を変更の上、補助金の変更交付を受けたので、スマート養殖漁業推進事業補助金交付要綱第7の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額

(1) 既交付決定額	金	円
(2) 今回増減額	金	円
(3) 変更交付申請額	金	円

2 変更の理由

[]

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 変更交付申請の内容を確認できる書類

別記第8号様式（第8関係）

スマート養殖漁業推進事業補助金交付決定前着手届

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号において交付申請したスマート養殖漁業推進事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、スマート養殖漁業推進事業補助金交付要綱第8の2の規定により届けます。

記

- 1 交付決定を受けた補助金が、交付申請額に達しない場合において、異議がないこと。
- 2 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更をしないこと。

事前着手理由

[]

スマート養殖漁業推進事業実績報告書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあったスマート養殖漁業
推進事業について、和歌山県補助金等交付規則第13条の規定により、その実績を関係書類
を添えて報告します。

添付書類

- 1 収支精算書（別記第10号様式）
- 2 収支精算書（別記第10号様式）に記載した支出額の内訳を確認できる書類
例 発注書、契約書、納品書、請求書、領収書、振込明細書及び
預金通帳等の写し
- 3 導入した機器等の写真

収支精算書

収 入

区 分	収入額 (円)
和歌山県補助金	円
自己資金	円
その他の収入	円
()	円
合 計	円

支 出

区 分	支出額 (円)	内 訳
スマート養殖漁業推進事業	円	
その他の支出	円	
()		
合 計	円	

スマート養殖漁業推進事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所
氏名又は名称

年度におけるスマート養殖漁業推進事業実施状況について、スマート養殖漁業推進事業補助金交付要綱第10の規定に基づき報告します。

【申請者の概要】

氏名又は名称	所属漁業協同組合	主な養殖対象魚種
直近 3 年間の養殖生産量 (kg) 及び生産額 (千円)		
年	年	年
kg	kg	kg
千円	千円	千円
事業を実施する 区画漁業権の免許番号 (陸上の場合は施設所在地)	左記区画漁業権の漁業権者名	左記区画漁業権で 申請者が営む養殖の規模 (陸上の場合は施設の規模)

【導入した機器等】

機器等の製品名（メーカー名）	種別（※1）	導入した機器等の数

※1 種別の欄には、要綱第3（別表）に掲げる（1）～（5）を記載

導入した機器等の 使用状況	
導入した機器の導入 によって得られた効果	
次年度以降における 機器等の使用計画	